

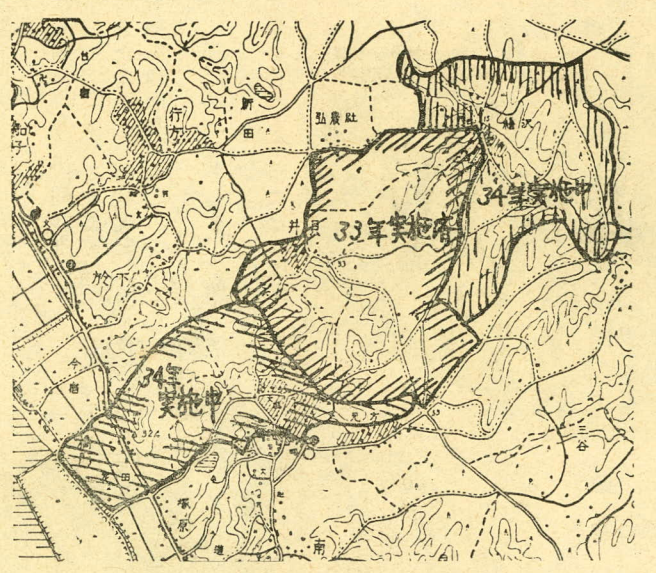
麻生町報

発行所 麻生町42番地
麻生町役場
発行人 高野勝
印刷所 麻生印刷所

正確な土地の姿を知る

国土調査 小高地区を実施中

昭和三十三年(井月) 三十四年度(経沢、橋門、小高の一部)というように、地籍調査を実施しています。この調査は、国土調査法(昭和26年公布)に基づいて実施しているのです。現在県下で八ヶ町村の一町として麻生町がはいっています。これから全町にわたって実施するわけですが、その内容をお知らせいたします。



この調査は、土地の国勢調査ともいえるもので、基本調査は国と県で仕事を分担して行います。この基本調査が終了し、町の希望によって、地籍調査を行うこととなります。

○国土調査はなぜ必要か
戦前と比較して、急に狭くなった日本の国土を、より生産力の高い土地にしたり、土地の利用をもつと合理的にするために、揚排水設備や、区画整理等の土地改良事業や、交換分合を行ったり、開拓事業や、農業技術の改善を行うことが必要です。

この調査は、前述のように、土地分類調査、水調査、1、基本調査(略)、2、地籍調査、この調査は、前述のように、

十二月二日早晩から吹鳴されたサイレンで、麻生地区消防団(第一、二、三分団)による秋季点検が開始された。

地区分団、独自の状況を設け消防演習をするわけである。指揮者の状況説明後命令があらわれ、サイレン吹鳴と同時に出動だ。

精鋭な団員と、機械化された自動車ポンプ、手引、可搬式と見事な放列をしく。実際の火事場に来ているようだ。傳令が飛ぶ、田圃の中を

今月の税

固定資産税 4期
保険税 5期
12月25日までに

基本調査の終わった地域について、町の申請によって、知事が指定して行われます。

町としては、産業、経済、行政上等多目的に利用できるのが最も必要な基礎資料を提供してくれましょう。

これを、ひとくちに申しますと国土の利用、開発又は保全の用に供するため、所有者の権利を守る正確な地図(農地地帯は千分の一)を作る仕事

事であり、この調査の目的と利用範囲は非常に広いのですが、大要は次のとおりです。

国民の一人一人には非常に正確な戸籍があり、戸籍が国土としての一筆毎の土地の戸籍即ち地籍は、日本には確立してないのです。

整備された機械力で

実戦さながらの秋季点検

ホースをかついで操作員が走る。エンジンがかかる。火点に向つたつ先から、一斉に放水、全く息をつくひまもなく、すんだ秋空が放水のしぶきに見通しもきかない。

今さらながら機械の威力に感心するとともに信頼の念を深くしました。

行方地区(第一、九分団)小高地区(第十、十一、十二分団)大和地区(第五、六、七分団)

夕暗みせる矢幅地内での太田地区の第四分団による消火作業で秋季点検を終了しました

保護世帯の杖

民生委員が改選されました

生活保護者にとつて、杖(つえ)とも柱ともなる民生委員は、十二月一日付、つぎの方々が選任されました。

川尻和(行方) 磯山喜好(於下) 根本せつ(藤井久保) 阿部要(五町田) 額賀イキ(小高) 渋谷半次郎(谷) 河島寛三(井月) 鈴木タイ(橋門) 松兼幸助(島並) 川尻八郎右衛門(小高) 宮崎武雄(南)

御用納めと御用始め
年末、年始は次のように役場の業務(出生、死亡を除く)を休みますから御用のある方は早めにご利用を済ましてください。

十二月二十八日御用納め
一月四日御用始め

を土地の所有者に確認していただき、その上で登記所へ送り、在来の土地台帳に替つて公式の土地の戸籍即ち地籍になるわけですね。

○お願い
役場から、職員がお伺いする時には、隣接の所有者の立会の上で土地の境界に、めじるしとなるくいを打つていただきます。

○国土調査はなぜ必要か
戦前と比較して、急に狭くなった日本の国土を、より生産力の高い土地にしたり、土地の利用をもつと合理的にするために、揚排水設備や、区画整理等の土地改良事業や、交換分合を行ったり、開拓事業や、農業技術の改善を行うことが必要です。

この調査は、前述のように、土地分類調査、水調査、1、基本調査(略)、2、地籍調査、この調査は、前述のように、

十二月二日早晩から吹鳴されたサイレンで、麻生地区消防団(第一、二、三分団)による秋季点検が開始された。

地区分団、独自の状況を設け消防演習をするわけである。指揮者の状況説明後命令があらわれ、サイレン吹鳴と同時に出動だ。

精鋭な団員と、機械化された自動車ポンプ、手引、可搬式と見事な放列をしく。実際の火事場に来ているようだ。傳令が飛ぶ、田圃の中を

限定した意味でありまして、その次の一般選挙には効力を失うというものであります。

従つて次の一般選挙(二月下旬予定)は町を一つにした選挙区で行うこととなります。

然しながら従来のように選挙区を設定の要があるとするば議会の議決でそのようにもできますが、地区的な観念を解消するため選挙事務費等の軽減をはかるなど利点に幅のある大選挙区制が望ましいと県では要望しています。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙区(旧小高村)六人
第四選挙区(旧大和村)八人
第五選挙区(旧行方村)四人

有する期間に限り、その効力を
有する。

そしてこの条例の効力について
有する。

附則で次のように定めてあ
る。

この条例は、施行後最初に
行われる一般選挙により選出
後最初に選出される議員の任期に
相当する期間に限り、その効力を
有する。

麻生町選挙管理委員会

議員を選ぶ選挙区

○説明
昭和三十三年麻生町条例
第七号で麻生町議会議員選挙の選挙区を設定してあります。

この条例の
第一条及び
第二条で選
挙区と各選
挙区におい
て選挙すべき議員の数を
次のとおり定めてあります。

第一選挙区(旧麻生町)八人
第二選挙区(旧太田村)四人
第三選挙

